

観覧料・使用料の見直し（消費税関係）の概要について

1 見直しの趣旨

平成26年4月の消費税率引き上げに伴う観覧料・使用料の見直し

※従って、消費者物価指数の変動や行政コストの上昇、県外の類似施設との比較等に基づく料金改定は行わない予定です。

2 見直し内容

(1) 観覧料について

①常設展・・・検討中

(各館の常設展観覧料)

- ・近代美術館：300円
- ・館林美術館：200円 ※但し、館林美術館においては常設展示を行っていない
- ・歴史博物館：200円
- ・自然史博物館：500円
- ・土屋文明記念文学館：200円

②企画展・・・検討中

※条例は上限額について規定、企画展の観覧料については、その範囲内で個々に設定

③特別観覧料（熟覧、模写、模造、撮影）等・・・見直しの方向で検討中

(2) 使用料について

施設使用料（講堂、研修室、附属設備等）・・・見直しの方向で検討中